

議案第99号

大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第86条第1項の条例で定める数)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第88条第1項の条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第1条から第21条まで（第3条第1項第1号イを除く。）、第22条第1項、第22条の2から第36条まで及び第37条第1項並びに附則第4条第1項（指定介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号ロに係る部分に限る。）及び第5条から第9条まで
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）附則第3条第2項及び第4条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第3条及び第4条

(居室の定員)

第5条 指定介護老人福祉施設の1の居室の定員は、4人以下とする。

(管理者の責務)

第6条 指定介護老人福祉施設の管理者は、第4条に定める基準のうち、指定介護老人福祉施設基準第4条から第21条まで、第22条の2から第36条まで及び第37条第1項に係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第7条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第8条 第4条から前条まで(第4条中指定介護老人福祉施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第4条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第38条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の2、第26条から第36条まで及び第37条第1項に定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条中「第4条に」とあるのは「第8条第1項に」と、「第4条から第21条まで、第22条の2」とあるのは「第41条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の

2、第26条」と、「次条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準用する第7条」と、前条中「第37条第2項各号」とあるのは「第49条において読み替えて準用する指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号」と読み替えるものとする。

(指定介護老人福祉施設基準等の改正に伴う経過措置)

第9条 指定介護老人福祉施設基準（指定介護老人福祉施設基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護老人福祉施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設の建物のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第1項の規定の適用を受けていたもの（施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第5条の規定を適用する場合においては、同条中「4人」とあるのは「原則として4人」とする。

3 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設のうち、施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものについて前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは「8人」とする。

4 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設のうち、施行日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第3条第1項の規定の適用を受けてい

たものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第6条及び第7条の規定の例によるものとする。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準その他必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

介護保険法（抄）

（指定介護老人福祉施設の指定）

第86条 第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。

2 - 3 省 略

第88条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 - 6 省 略